### 国の債権に係る情報の公表

#### 公正取引委員会(一般会計)

#### 歳入金債権の発生額及び消滅額等の推移

(単位:百万円)

		令和2年度	令利	和3年度	令	和4年度			
	管理対象債権額	消滅額	管理対象債権額	消滅額	管理対象債権額	消滅額			
	前年度	前年度以前発生	前年度	前年度以前発生	前年度	前年度以前発生			
	前年度 以前発 生未消 本年度発生分 滅債権 分	うち 不納 欠損額 フ 大損額	前年度 以前発 生未消 本年度発生分 滅債権 分	うち 不納 欠損額 大損額	前年度 以前発 生未消 本年度発生分 滅債権 分	うち 不納 欠損額			
슴 計	4,794 460 4,334	3,420 297 35 3,123 -	1,390 1,374 15	1,224 1,214 1 10 -	2,662 2,332 330	2,390 2,174 0 216 -			
備 考	(主な管理対象債権額)	(主な消滅額)	(主な管理対象債権額) (当	主な消滅額)	(主な管理対象債権額)	(主な消滅額)			
via - 3	諸納付金債権 4,776 百万円	諸納付金債権 3,407 百万円	諸納付金債権 1,383 百万円 1	諸納付金債権 1,219 百万円	諸納付金債権 2,657 百万円	諸納付金債権 2,384 百万円			

<sup>※1</sup> 消滅額の項中「うち不納欠損額」は、歳入徴収官事務規程(昭和二十七年大蔵省令第百四十一号)第二十七条第一項各号に該当する金額の合計額であり、消滅額の内数。

<sup>※2</sup> 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

## 国の債権に係る情報の公表

### 公正取引委員会(一般会計)

### 歳入金債権の年度末現在額の推移

(単位・百万円)

					. franks :					_			۸ -						_			Α -	. f. code . f			(半世	::百万円)
	令和2年度末現在額							令和3年度末現在額						令和4年度末現在額													
				分(徴収				徴収化	徴収停止分				と分(徴収停止分を除く。)		徴収化	徴収停止分		一般分(徴収停止分						徴収停止分			
		本年度発	生債権分	前年度以前	<b>前発生債権</b> 分		計		前任度		本年度発	生債権分	前年度以前	<b>前発生債権分</b>	£	計		前年度		本年度発	色生債権分	前年度以前	<b>前発生債権分</b>	合	計		前年度
		履行期 限到来 額	履行期 限未到 来額	履行期 限到来 額	履行期限未到来額	履行期 限到来 額	履行期 限未到 来額	本年度 発生債 権分	度 以前年度 以前発 生債権 分	履行期 限到来 額	履行期 限未到 来額	履行期 限到来 額	履行期 限未到 来額	履行期 限到来 額	履行期 限未到 来額	本年度 発生債 権分	以前発 生債権 分		履行期 限到来 額	履行期 限未到 来額	履行期 限到来 額	履行期 限未到 来額	履行期 限到来 額	履行期 限未到 来額	本年度 発生債 権分	以前発 生債権 分	
債権の種類																											
雑収入	1,373	1	1,209	162	2 0	163	1,210	-	-	165	-	5	159	0	159	5	-	_	272	-	114	158	-	158	114	-	-
国有財産利用収入	0	-	-	-	. (	-	0	-	-	0	-	-	_	0	-	0	-	_	-	-	-	-	-	-	-		
利子収入	0	-	-	-	. (	-	0	-	-	0	-	-	_	0	-	0	-	_	-	-	_	-	-	-	-		
利息債権	0	-	-	-	. (	-	0	-	_	0	-	-	_	0	-	. 0	-	_	-	-	-	-	-	-	-		-
納付金	1,368	1	1,209	157	-	159	1,209	-	_	164	_	5	158	-	158	5	-	_	272	-	114	158	-	158	114	-	-
雑納付金	1,368	1	1,209	157	-	159	1,209	-	_	164	_	5	158	-	158	5	-	_	272	-	114	158	-	158	114	-	-
諸納付金債権	1,368	1	1,209	157	-	159	1,209	-	_	164	_	5	158	-	158	5	-	_	272	-	114	158	-	158	114	-	-
諸収入	4	-	-	- 4		4	0	-	_	1	-	-		0	0	0	-	_	-	-	-	-	_	-	-	-	
弁償及返納金	0	-	-		. (	-	0	-	_	0	-	-	-	0	-	. 0	-	_	-	-	-		_	-	-	-	
留学費用償還金債権	-	-	-		-	-	-	_	_	-	_	-	-	-	-	-	_	_	-	-	-		_	-	-	-	
返納金債権	0	-	-		. (	-	0	-	_	0	-	-	-	0	-	. 0	-	_	-	-	-		_	-	-	-	
損害賠償金債権	-	-	-		-		-	_	_	-	_	-	-	-	-	-	_	_	-	-	-		_	-	-	-	
物品売払収入	-	-	-	-	-	-	-	_	_	-	_	-	_	-	-	-	_	_	-	-	-	-	-	-	-	-	<u> </u>
不用物品売払代債権		_		-	-	-	-	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	-		_	-	_	-	
雑入	4	_	-	- 4	-	4	-	_	_	0	-	-	0	_	C	-	_	_	_	_	-	-	_	_	-	-	
延滞金債権	4	_	-	- 4	-	4	_	_	-	0	_	_	. 0		0	-		_	_	_			-	_	_	-	
合 計	1,373	1	1,209	162		163	1,210	-	_	165	_	5	159	0	159	5	-	_	272	-	114	158	-	158	114		-

<sup>※1</sup> 計数はそれぞれ単位未満切り捨てによっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

<sup>※2</sup> 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

#### 令和4年度

# 不納欠損額の内訳

内閣府(組織)公正取引委員会 一般会計

(単位・円)

川又	会計 	<b>太</b> 伊	生債権分	前年度以前	<b>邓</b>	<b>≅</b>	4-	(単位:円)
	区分	——平平及元 件数	金額	件数	金額	件数	· 金額	備考
	徴収官事務規程 条第1項第1号の規定によるもの(免除)	0			124, 724	1		返納金債権 124,724
	徴収官事務規程 条第1項第2号の規定によるもの(消滅時効の完成)	0	0	0	0	0	0	
	徴収官事務規程 条第1項第3号の規定によるもの(滞納処分の停止)	0	0	0	0	0	0	
	徴収官事務規程 条第1項第4号の規定によるもの(みなし消滅)	0	0	0	0	0	0	
	債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの(消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み)	0	0	0	0	0	0	
	債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの(法人の清算が結了)	0	0	0	0	0	0	
	債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの(債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み)	0	0	0	0	0	0	
	債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの(破産法等の規定により 債務者が免責)	0	0	0	0	0	0	
	債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの(債権の存在について法 律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込 みがない旨決定)	0	0	0	0	0	0	

#### 令和3年度

# 不納欠損額の内訳

内閣府(組織)公正取引委員会

一般会計 (単位: F											
	区分		生債権分		発生債権分	======================================		備考			
	<i>□ N</i>	件数	金額	件数	金額	件数	金額	U. and			
	數収官事務規程 条第1項第1号の規定によるもの(免除)	0	0	0	0	0	0				
	徴収官事務規程 条第1項第2号の規定によるもの(消滅時効の完成)	0	0	0	0	0	0				
	敦収官事務規程 条第1項第3号の規定によるもの(滞納処分の停止)	0	0	1	1, 980, 921	1	1, 980, 921	諸納付金債権 1,980,921			
	敦収官事務規程 条第1項第4号の規定によるもの(みなし消滅)	0	0	0	0	0	0				
	債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの(消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み)	0	0	0	0	0	0				
	債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの(法人の清算が結了)	0	0	0	0	0	0				
	債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの(債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額 が強制執行費用等を超えない見込み)	0	0	0	0	0	0				
	債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの(破産法等の規定により 債務者が免責)	0	0	0	0	0	0				
	債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの(債権の存在について法 律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込 みがない旨決定)	0	0	0	0	0	0				

#### 令和2年度

# 不納欠損額の内訳

内閣府(組織)公正取引委員会 一般会計

(単位・円)

川又	会計	<b>木</b>	生債権分	前任度以前	発生債権分	1	-	(単位:円 <u>)</u> T	
	区分	——本中反光 件数	金額	件数	金額	件数	 金額	備考	
	徴収官事務規程 条第1項第1号の規定によるもの(免除)	0	0	0	0	0	0		
	徴収官事務規程 条第1項第2号の規定によるもの(消滅時効の完成)	0	0	0	0	0	0		
	歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの(滞納処分の停止)		0	2	35, 152, 965	2	35, 152, 965	諸納付金債権 35, 152, 965	
	徴収官事務規程 条第1項第4号の規定によるもの(みなし消滅)	0	0	0	0	0	0		
	債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの(消滅時効が完成し、 かつ、援用の見込み)	0	0	0	0	0	0		
	債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの(法人の清算が結了)	0	0	0	0	0	0		
	債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの(債務者死亡後債務に ついて限定承認があった場合において、相続財産の価 額が強制執行費用等を超えない見込み)	0	0	0	0	0	0		
	債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの(破産法等の規定によ り債務者が免責)	0	0	0	0	0	0		
	債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの(債権の存在について 法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見 込みがない旨決定)	0	0	0	0	0	0		